

4. 金融庁は、現在、中期ビジョンのとりまとめに向けて検討を進めているところであるが、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、対応が可能なものについては、速やかに実施していく必要がある。

このような観点から、金融庁は、以下の3つの柱に沿って、発行体である企業、市場仲介者、市場開設者、投資家に関する制度について早急に改革を検討し、包括的な取組みを迅速に実施する。

(1) 誰もが投資しやすい市場の整備 ～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～

証券会社の販売チャネルとしての機能の拡充を図るとともに、これまでの業態を主軸とした考え方にとらわれることなく、銀行等の販売チャネルの多様化を進めることにより、投資家が投資しやすい市場の整備を図る。

また、投資信託や投資顧問サービスを通じた証券市場へのより広範な投資家層による投資を促進するため、顧客の期待に応える運用の確保や親しみやすい投資信託の実現を図る。

さらに、個人投資家が主体的な判断に基づいて投資することが容易となるよう投資知識の普及・情報の提供に努めるとともに、市場への投資家の積極的な参加を促す税制措置を要望する。

(2) 投資家の信頼が得られる市場の確立 ～市場の公正性・透明性の確保～

市場の公正を確保する観点から、まず、金融当局による取組みの強化に努めるとともに、米国において不正会計事件が証券市場に与えている深刻な影響等も踏まえ、会計・監査の充実・強化に向けた対応を早急に講ずる。

また、信頼される価格形成の確保に努めるとともに、投資家と市場をつなぐ市場仲介者についてコンプライアンスの一層の改善等に取り組む。

さらに、いわゆる投資対象である発行体たる企業の信頼を確保するため、ディスクロージャーの充実・強化や投資家の立場に立ったコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化に取り組む。

(3) 効率的で競争力のある市場の構築 ～市場の安定性・効率性の向上～

国際的な市場間競争や市場参加者の新たなニーズに的確に対応し、市場の利便性を向上させる不断の努力が不可欠であり、国際的な取引所間の連携などのグローバル化の動きやIT化の進展に対応した市場のあり方を検討し、市場ルールの整備を図る。

また、市場の安定性・効率性の向上を図る観点から、円滑な市場取引を支えるインフラとして、証券決済システムの改革を一層推進する。

さらに、証券化・流動化の促進を図る。